

「大規模災害時における相互連携に関する協定」の概要

＜岐阜県と当社の連携内容＞

	項 目	内 容
①	連絡体制の確立	当社は、岐阜県が設置する災害対策本部へ情報連絡員を派遣すること等により、停電情報等必要な情報の連絡に努める。
②	県管理道路上の支障物（電力設備）除去	岐阜県と当社は、当社が所有する設備が、岐阜県の管理する道路の通行に支障をきたした場合は、相互連携して通行の確保にあたる。
③	道路啓開作業の要請	当社は、早期の復旧作業のために、岐阜県に対して必要な箇所の道路啓開作業を要請できるものとし、岐阜県はその要請に協力する。
④	重要施設情報の共有	岐阜県と当社は、当社の電力供給区域内にある、優先して停電復旧または仮復旧すべき避難所等の重要施設について、平時から情報を共有する。
⑤	電源車の配置要請	岐阜県は、当社の電力供給区域内の停電の仮復旧に必要な電源車の配置を当社に要請できるものとし、当社はその要請に協力する。
⑥	復旧作業のための活動拠点の提供	当社は、復旧作業に必要な活動拠点について、岐阜県または岐阜県を介して関係機関へ協力要請できるものとし、岐阜県はその要請に協力する。
⑦	事前対策の実施	岐阜県と当社は、倒木による停電、道路の寸断等の発生を防止するため、関係市町村と連携の上、事前対策に取り組む。
⑧	県民への停電情報等の発信	岐阜県と当社は、県民に対して当社の電力供給区域における停電情報および復旧見通し情報等を適時適切に発信する。
⑨	訓練への積極的な協力	岐阜県と当社は、この協定に基づく連携を円滑に実施するため、双方が実施する訓練等に積極的に協力する。